

令和6年度
えにわ総合型スポーツクラブ総会資料



期 日 : 2024年4月

令和5年度_事業報告

1. 実技指導事業

	事業名	曜日	時間	講師	備考
1	卓球	火曜日	14:00~16:00	宮嶋 修一 沼田 義生	
2	リラックスヨガ	火曜日	13:30~14:30	金子 里実	
3	スポンジテニス	水曜日	10:00~12:00	伊藤 裕	
4	朝ヨガ	月曜日 木曜日	10:30~11:30	田口 麻里	
5	フィットネス エクササイズ	水曜日	10:30~11:30	石井 優美	
6	ダイナミック ストレッチング	水曜日	19:15~20:00	MIYUKI	
7	ピラティス	木曜日	19:00~20:00	山本沙奈絵	
8	からだにやさしいヨガ	金曜日	13:20~14:20	あゆみ REIKO	
9	夜ヨガ	金曜日	19:00~20:00	遠矢 瞳	

2. 広報

スケジュール表の配布（毎月）

3. 物販

クラブオリジナルTシャツの販売

令和5年度_ 収 支 決 算 書

<収入の部>

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較	摘 要
年会費	0	681,500	681,500	
入会金	0	77,000	77,000	
物品販売	0	50,000	50,000	
助成金	0	337,480	337,480	スポーツ安全協会
繰入金	0	1,331,192	1,331,192	スポーツ協会指定管理料より
計	0	2,477,172	2,477,172	

<支出の部>

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較	摘 要
報償費	0	2,111,000	2,111,000	
消耗品費	0	158,002	158,002	
商品仕入高	0	93,110	93,110	Tシャツ等製作費
会場使用料	0	110,000	110,000	
雑役務費	0	5,060	5,060	振込手数料
計	0	2,477,172	2,477,172	

■報告第3号

監 査 報 告

令和5年度一般会計・特別会計、指定管理事業について監査の結果、
適正に処理されていることを認めます。

- 監査書類
1. 経理簿
 2. 現金出納帳
 3. 収入・支出証拠書類
 4. 預金通帳
 5. 定期預金通帳

令和6年5月24日

監 事

工 藤

英



監 事

北 国

若



令和6年度_事業計画

1. 実技指導事業

	事業名	曜日	時間	講師	備考
1	卓球	火曜日	14:00~16:00	宮嶋 修一 沼田 義生	
2	リラックスヨガ	火曜日	13:30~14:30	金子 里実	*新規
3	エナジー リラックスヨガ	火曜日	19:00~20:00	渡部 智華 武田 真弓	
4	スポンジテニス	水曜日	10:00~12:00	伊藤 裕	
5	朝ヨガ	月曜日 木曜日	10:30~11:30	田口 麻里	
6	フィットネス エクササイズ	水曜日	10:30~11:30	石井 優美	
7	ダイナミック ストレッチング	水曜日	19:15~20:00	MIYUKI	
8	バレトン	木曜日	10:00~11:00	菊池日奈子	*新規
9	ピラティス	木曜日	19:00~20:00	山本沙奈絵	
10	からだにやさしいヨガ	金曜日	13:20~14:20	あゆみ REIKO	
11	夜ヨガ	金曜日	19:00~20:00	遠矢 瞳	

2. 広報

スケジュール表の配布（毎月）

3. 物販

クラブオリジナルTシャツの販売

令和6年度_ 収 支 予 算 書

<収入の部>

科 目	令和5年度決算額	令和6年度予算額	比 較	摘 要
年会費	681,500	900,000	218,500	
入会金	77,000	90,000	13,000	
物品販売	50,000	25,000	▲ 25,000	
助成金	337,480	400,000	62,520	スポーツ安全協会
繰入金	1,331,192	1,592,000	260,808	スポーツ協会指定管理料より
計	2,477,172	3,007,000	529,828	

<支出の部>

科 目	令和5年度決算額	令和6年度予算額	比 較	摘 要
報償費	2,111,000	2,460,000	349,000	講師謝礼
消耗品費	158,002	50,000	▲ 108,002	
商品仕入高	93,110	30,000	▲ 63,110	Tシャツ等製作費
会場使用料	110,000	110,000	0	
広告宣伝費	0	100,000	100,000	
印刷経費	0	50,000	50,000	
外注費	0	170,000	170,000	
負担金	0	5,000	5,000	
保険料	0	27,000	27,000	講師
雑役務費	5,060	5,000	▲ 60	振込手数料
計	2,477,172	3,007,000	529,828	

えにわ総合型スポーツクラブ運営委員名簿

No.	役職	氏名	所 属 ・ 資 格
001	委員長 クラブマネジャー	中 陳 法 仁	(公財) 日本スポーツ協会公認スポーツプログラマー (公財) 日本スポーツ協会公認アシスタントマネジャー
002	副委員長	阿 部 信 行	恵庭市スポーツ推進委員協議会会長
003		平 澤 奈 美	恵庭市スポーツ少年団本部事務局長
004	運営委員	猪 口 実乃里	北海道ハイテク AC アカデミークラブマネジャー
005		齋 藤 拓 也	株式会社レバンガ北海道 U18 ヘッドコーチ
006		本 多 理 紗	札幌国際大学健康運動指導士
007		森 田 大 輔	恵庭市スポーツ協会体育館館長
008		渡 部 和 也	恵庭市保健福祉部健康スポーツ課課長
009		石 井 優 美	えにわ総合型スポーツクラブ講師
010		田 口 麻 里	えにわ総合型スポーツクラブ講師
011	会計監査	工 藤 英 二	恵庭市スポーツ協会監事
012		北 国 浩	恵庭市スポーツ協会監事

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

えにわ総合型スポーツクラブ規約



第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本クラブは、「えにわ総合型スポーツクラブ」(以下、「本クラブ」という)と称し、事務所をNPO法人恵庭市スポーツ協会(恵庭市総合体育館内)に置く。

(所属)

第2条 本クラブは、NPO法人恵庭市スポーツ協会に所属し、同協会の指導・助言を受けて活動する。

(目的)

第3条 本クラブは、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを推進し、様々なスポーツ活動を通じて、明るく、豊かな地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ教室、スポーツイベントの開催
- (2) 恵庭市の「夢と健康を育むスポーツ都市」の実現を図るための事業
- (3) 会員及び地域住民の、親睦・交流を図る事業
- (4) 各種研修会及びスポーツ、文化の普及・推進のための事業
- (5) 運動部活動を支援するための事業
- (6) その他、本クラブの目的達成のため必要な事業

第2章 会員

(クラブの構成)

第5条 本クラブは原則として恵庭市在住、在勤、在学者で次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) クラブの事業に参加するもの
- (2) クラブの事業を支援するもの
- (3) クラブの趣旨に賛同するもの
- (4) その他、クラブに必要なもの

(入退会手続き)

第6条 本クラブに入会及び大会を希望する者は、所定の手続きに従い申込みものとする。また、

入会申込の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに届け出るものとする。

(会員資格の喪失)

第7条 会員の資格は退会または、死亡した場合喪失する。

(除名)

第8条 本クラブは、第5条の要件を満たさない場合及び本クラブの信用失墜行為を行った場合、運営委員会において除名することができる。

(会費)

第9条 会費は次に掲げるものとし、額は別に定める。

- (1) 年会費（クラブの趣旨に賛同し、事業を援助できる個人または団体）
- (2) 参加料、受講料
- (3) 寄付金、協賛金
- (4) その他、クラブ運営に必要な経費

(会費の不返納)

第10条 納付された年会費は、いかなる事由に関わらず返納しない。

第3章 組織

(組織)

第11条 本クラブは、NPO法人恵庭市スポーツ協会の傘下に位置づけ、その運営については本クラブ内に「運営委員会」を組織することとする。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、委員長が必要と認めるとき開催することができる。また、運営委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 事業報告、決算に関すること
 - (2) 事業計画、予算に関すること
 - (3) 役員の選出に関すること
 - (4) 規約の改正に関すること
 - (5) その他、クラブ運営に関して重要な事項
- 2 運営委員会は委員長が招集し、議長となる。
 - 3 運営委員会は、2分の1以上出席者をもって成立することとする。ただし、委任状を提出した場合、出席したものとみなす。
 - 4 運営委員会の決議は出席者の過半数で可決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
 - 5 本規約を改正する場合、出席者の3分の2以上の承認を必要とする。

(運営委員会の役員構成)

第 13 条 役員の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) クラブマネジャー 1 名
- (4) 運営委員 若干名
- (5) 会計監事 2 名

2 アシスタントマネジャーを置くことができる。

3 上記役員のほか、必要に応じて役員を置くことができる。

(役員の任務)

第 14 条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長、は本クラブを総括し代表する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐するとともに委員長が職務を遂行できない場合はその職務を代行する。
- (3) クラブマネジャーは委員長の命を受け、クラブの会務を執行する。
- (4) 運営委員は、クラブの会務を支援する。
- (5) 会計監事は、クラブの会計及び財務を監査する。

(役員の選任・任期)

第 15 条 役員は、NPO 法人恵庭市スポーツ協会の理事、職員、会員、行政、指導者、地域住民の中から選任する。

2 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員の任期満了となっても、後任者が選任されるまではその職を担う。

(指導者連絡会)

第 16 条 指導者間の連絡・調整のため、指導者連絡会を置く。

2. 指導者連絡会は運営委員長が招集し、議長となる。

3. 指導者連絡会で必要な事項は、別に定める。

(専門部会)

第 17 条 必要に応じて、専門部会を設けることができる。

2. 専門部会はクラブマネジャーが招集し、議長となる。

3. 専門部会で必要な事項は、別に定める。

第 4 章 会 計

(資 金)

第 18 条 本クラブの資金は、次に掲げるものとする。

- (1) 会費

- (2) 助成金
- (3) 寄付金・協賛金
- (4) その他

(資金の管理)

第 19 条 本クラブの資金は、運営委員会が管理する。

(予算及び決算)

第 20 条 本クラブの予算及び決算は、運営委員会の議決・承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 21 条 本クラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

第 5 章 自己の責任

(事故の責任)

第 22 条 会員は本クラブの活動に当たっては、本クラブの諸規定及び施設管理者、指導者の指示に従い、自己の責任において活動するものとする。

第 6 章 細 則

第 23 条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、運営委員会の決議によって定める。

附 則

- 1 この規約は、令和 4 年 3 月 18 日から施行する。
- 2 第 15 条の規定にかかわらず、この規約の施行後最初に委嘱される運営委員の任期は、令和 6 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この規約は、令和 5 年 4 月 1 日一部改正施行する。(体育協会からスポーツ協会へ名称変更に伴う一部改正)